



そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 2023年度税制改正大綱～国際課税～

2023年度の税制改正大綱が公表され、OECDのデジタル課税第二の柱・グローバルミニマム課税の導入を踏まえて、「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」及び「特定基準法人税額に対する地方法人税」とこれらに関連する「情報申告制度」が創設されることとなりました。概要は以下の通りです。

「各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税」及び「特定基準法人税額に対する地方法人税」

適用対象法人：

直前4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の連結総収入金額が7.5億ユーロ（約1,100億円）以上である多国籍企業グループ等*（特定多国籍企業グループ等）に属する内国法人で、軽課税国に所在する子会社等の支配持分を直接又は間接に有する最終親会社（公共法人を除く）

*多国籍企業グループ等とは：

- イ. 連結財務諸表を構成する企業グループに属する会社等の所在地国が2以上ある場合の、その企業グループその他これに準ずるもの
- ロ. 会社等の所在地国以外の国又は地域に恒久的施設を有する会社等

申告及び納付期限：

各対象会計年度終了の日の翌日から1年3カ月以内（一定の場合は1年6カ月以内）

「情報申告制度」

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、以下の項目について、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3カ月以内（一定の場合は1年6カ月以内）に、e-Taxにより納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

1. 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等の名称
2. その構成会社等の所在地国ごとの国別実行税率
3. その特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額
4. その他必要な事項等

適用開始時期

2024年4月1日以降に開始する対象会計年度から適用される。

（補足）第2の柱・グローバルミニマム課税とは：

各国ごとに最低実行税率15%以上の課税を確保する仕組み。日本では所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)、軽課税所得ルール(UTPR: Undertaxed Profits Rule)、国内ミニマム課税(QDMTT: Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)の3つの制度が導入される方針です。2023年度の改正では、この3つのうちの所得合算ルールが法制化されることとなります。

IIR は、軽課税国に所在する子会社等の税負担が 15%に至るまで、親会社の所在する国において課税を行う制度です。UTPR は、親会社所在地国において IIR が機能しない場合に、子会社所在地国において、親会社への支払いの損金算入を否認する仕組みです。QDMTT は、子会社所在地国の国内法において規定され、GloBE ルールと同等の方法により、同一国内の構成会社の超過利益に対して最低税率まで課税する仕組みです。

お見逃しなく！

本税制においては、調整された財務諸表の税引前利益が課税標準となりますが、その会計処理方法や、情報申告制度に基づく構成会社等の所在地国ごとの国別実行税率の計算方法については、今後の情報を確認していく必要があります。